

第15回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成26年4月25日(金)

18時05分～20時40分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 16人

藤井委員，三浦委員，森越委員，木村委員，亀井委員，小松委員，阿部委員，
青田委員，長谷委員，数又委員，野村委員，加藤委員，横山委員，水戸委員，
小林委員，武田委員

(欠席：大江委員，千原委員，小原委員)

(2) 事務局 8人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，柴田参事，畠山課長，横川課長，
加藤課長，小林係長，堀田主査

2 配付資料（事前配付）

(1) これまでに出示された検討委員からの意見 ～提言に向けて～

(2) 今後のスケジュールについて

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局】 <開会宣言>

本日は，藤井委員長が他の用務のため，少し遅れる予定となっており，
19時頃には到着されると思うので，それまでの間は，事務局の方で進行
をさせていただきます。

2 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日もご出席下さいましてありがとうございます。
だいぶ暖かくなってまいりました。さて，新年度が始まり，慌ただしい日
々を過ごされていると思いますが，子ども未来部としても，各施策の推進
はもとより，体制を強化して来年度から始まる子ども・子育て支援新制度
の準備に本格的に取り組んでいるところです。さて，本検討委員会も15
回目となりました。委員の皆様の意見を取りまとめる段階に入っております。
今回は，後程，事務局から詳細な説明をしますが，以前，藤井委員長
に意見をまとめていただいたものに，その後の検討委員会を踏まえ，更に
意見を加えてまとめたものを配付しております。こういった資料をたたき
台として，提言のまとめに向けて議論を深めていただきたい。子どもを取
り巻く様々な課題をしっかりと把握することで，函館市としての条例の方
向性や施策の在り方が見えてくるものと考えております。子ども条例につ
いては，教育・保育・子育て支援の真ん中にいる子どもについて，皆で守
り育てていくための理念などを共有するための条例としていきたいと考えて
おりますので，どうぞ本日もよろしく願いいたします。

3 事務局職員紹介

【岡崎部長】 4月の市の人事異動に伴いまして、事務局職員にも一部異動がございましたので、紹介いたします。

<該当職員挨拶>

4 第14回会議録について

【事務局】 第14回会議録につきましてご説明いたします。4月4日（金）に委員の皆様へ発送いたしております。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせいただきたいと思います。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては5月上旬頃を予定しております。以上でございます。

5 議事

【事務局】 議事の（1）の配付資料の説明ですが、質疑については、説明後に行いたいと思います。なお、資料の送付が会議直前の4月23日（水）となり、申し訳ございませんでした。

それではまず、「これまでに出された検討委員からの意見～提言に向けて～」について説明します。この資料は、第13回の検討委員会で配付した第10回までの検討委員会での意見をもとに、藤井委員長が、「これまでに出された検討委員からの意見の分類と文章化（試案）」として取りまとめたくださった資料をベースに、事務局において、第11回・12回で出された条例の方向性に関する意見や、第13回・14回で出された子ども観や学校教育に関する意見等を加え、読みやすいように見出しを増やしております。ゴシック体で太字に見えるところが、今回、新たに加えた意見等になります。3ページの4行目のように、アンダーラインを引いているところは、以前出された意見と同様の意見が今回も出されているところであります。なお、5ページの下から3行目の「学習指導要領の改正などにより」のところがゴシックでアンダーラインを引いておりますが、ここは、その前後の「学校の仕事量も増加の一途をたどっていて」のところにアンダーラインを引くべきところでしたので、訂正願います。簡単ですが、基本的には委員長の試案の文章をそのまま残し、つながるような形で新たに意見等を加えております。

続きまして、「今後のスケジュールについて」説明します。本検討委員会の開催については、本日も含め、残り5回を予定しております。スケジュールとしては、7月までの3回は、全員参加で議論を深めるため、これまでに引き続き、グループ討議を行っていただきます。一応、協議項目を示しておりますが、この3回は、グループを固定し、提言に向けて全般に関して、一通り議論し、意見等の整理や調整等を行っていただきたいと思いますと考えております。8月と10月の2回は、グループ討議を経て整理された提言書の案をもとに、全体協議により、必要に応じて最終調整等を行い、提言書として取りまとめていただきます。11月には、この検討委員会による提言書を工藤市長に手

渡ししていただきたく、手交式を執り行いたいと思います。グループ討議に当たっては、委員の皆様については、それぞれの専門分野をお持ちでありますので、そういった観点からも、内容の確認や修正、文言の整理等につき、積極的な発言をお願いいたします。

以上で、本日の配付資料に関する説明を終わりますが、ご質問等がございましたらお願いします。

【小林委員】 スケジュールでは、全体討議が2回となっているが、条例の体をなす形をイメージしたら、前文の中身もまだ、方向性が出されていない。こういう状況なので、グループ討議を2回にし、そのあと3回を全体討議とするべき。条例の中身が体をなすことを考えたら、ほとんど議論していないところがたくさん出て来るような気がする。そういうところを、少し余裕を持って急がないで、しかし落とさないようにするには、最低3回はやらなければ駄目だと思う。ただ、後ろが決まっているので、前を詰めるしかない。今回の資料を見てもだいぶ詰まっている中身があるので、5月、7月の中身も一緒にやって、残り3回を条例の体をなすような形で議論するようにした方が良い。

【武田委員】 小林委員と同じような意見だが、他都市の条例を見ると、前文・総論があり、条例の形を作って、各論になっていくと思うが、このままいくとそういうことを話さず、どこで話し合うのか心配である。いろいろ違った意見がたくさんあり、それを2回でまとめるのは心配である。ある一定の方向性を出すためにはもっと全体的な話をして、前文があって総論があってというところまで、3回くらい話して、グループ討議ではできるだけ今まで討議した中で、違っているところを中心に話し合っていないと、これまでと同じようになってしまうのではと心配している。

【野村委員】 「これまでに出示された検討委員からの意見」の原案については、1月に資料として出されているが、改めて見直してみると、少し気になるところがある。子ども観をめぐる議論が大事だと思うが、2ページの「自由を強調した子ども観」の3行目に「自分だけの力で何かができる時、その達成感是自己効力感となり、子どもの最大の喜びとなる。」となっているが、極端ではないかという感じがする。そうすると、全く子どもに対する働きかけが必要がないと誤解されるのではないか。さすがにこういう極端な意見は出ていなかったと理解しているが。それから、「子どもへの社会化の働きかけは不要であり、そのことが子どもを歪ませている。」であるが、これも極端ではないかと思う。もし子どもへの社会化の働きかけが必要でないということになれば、家庭が不要ということになる。子どもが社会化していく最初の働きかけが家庭であるから。この表現も論点をはっきりさせる意味で、こういう表現をしたのかもしれないが、自由を強調した子ども観は私が携わっているところであるが、少なくともこういうことではないと思ひ、文言が気になったも

のだから発言させていただいた。

【三浦委員】 小林委員，武田委員と，ほぼ100%同じ意見である。これまでいろいろとグループ討議をしてきたが，ある程度ゴールを目指し，切り替えが必要である。最終は条例ができ上がることである。他都市の条例のサンプルも頂いているので，委員の皆様も条例がどういうふうになられているか分かっている。函館市で条例にした時，前文をどうするのか，目的をどうするのか，あるいは基本理念をどうするのかなど，色々出てくる。そんなことを柱立てみる。そうすることによって初めて，これまで自由にディスカッションしてきた，ある程度できているが，足りないところもたくさん気が付くはずである。そういうところをしっかりとやっていかないといけない。グループ討議については2回で良い。条例のスタイルを想定しながら埋めていく。今まで議論したことを頭に入れて皆で詰めていく。そうすると足りないところや違うところに気付くはずである。そういったところを埋めていくことにより，最終の完成形になる。このようなことから，グループ討議は2回，その後，粗々条例のスタイルを作って，今までの議論を頭に入れながら埋めていく。そうすることによって良いものができるのではないかと思う。スケジュールについては，再考をお願いしたい。

【岡崎部長】 スケジュールについて，何人かの委員の方々から各論というかたたき台での議論を2回で切り上げてまとめ，全体の提言書の取りまとめという形で3回全体協議を行った方が良いのではという話をいただいたが，いろんなやり方があると思う。どういう形であっても，良いとか悪いとかではなくて，皆様が議論しやすいのであれば，そういったことでも良いと思う。藤井委員長がお越しになったら，皆様の意見を説明して，もう一度検討させていただきたいと思っている。

今回，提言に向けてということで，意見をまとめたが，これまでの皆様の意見を忠実に書いているが，場合によっては，それが意図したものと違う表現になっているのであれば，グループ討議の中で，「ここはこういう表現になっているが，違うのではないか。」など，一人の意見ではなく，グループの中で討議していただき，修正をしたり，加えたりするなどの作業をしていただきたいと思っている。最終的にどのような提言書になるかというイメージの中では，固まった形で，条例の前文とか第1条のイメージまでは考えていない。皆様方のイメージの中で，前文に含む考え方や総論の基本理念などを明確に持っていきたいという考え方があるのであれば，全体の意見を取りまとめながら，私どももまとめていこうと考えております。まずは，いろんな意見を出していただき，事務局の方でそれらの意見を斟酌しながら，次のたたき台へと進めさせていただければと思っておりますので，よろしく願いいたします。

【事務局】 続きまして（２）のグループ討議につき説明します。

グループ討議のメンバーは、座席表のとおりで、基本的には、このメンバーで、今回を含め、残り２回か３回のグループ討議を行っていただきます。時間配分は、これまでどおり、６０分から７０分かけて議論していただき、その後１０分くらいで、グループ内で出された意見等をまとめて、順番に発表いただきたいと思います。進め方も、これまでと同様ですが、ホワイトボードや模造紙を使ってグループ内の意見を項目ごとにまとめていただければと思います。ホワイトボード等にすべての意見等を書き切れない場合は、発表のための主なものだけをお書きいただき、それ以外の意見等は、お手元のコピー用紙にお書きください。進行役の方は、グループのメンバー全員からまんべんなく意見を引き出すようお願いいたします。先程も申し上げましたが、委員の方々は、それぞれ専門の分野をお持ちでありますので、そういった観点からも、内容の確認や修正、文言の整理等につき、積極的な発言をお願いいたします。

以上で、グループ討議についての説明を終わりますが、何かご質問やご意見はございますか。

【青田委員】 グループ討議は、３回ではなく、２回でまとめるということで、行うのか。

【岡崎部長】 そういう方向で、ペース配分しながら議論していただいて、結構だと思います。

【事務局】 野村委員より、本日、札幌市子どもの権利救済機関からの資料を頂きました。参考になりますので、グループの中で回覧していただければと思います。

【全委員】 グループ討議 開始

・第１グループ（Ａ・Ｅグループ）

[藤井委員、小松委員、野村委員、武田委員、木村委員、長谷委員]

・第２グループ（Ｂ・Ｄグループ）

[阿部委員、加藤委員、森越委員、青田委員、水戸委員]

・第３グループ（Ｃ・Ｆグループ）

[三浦委員、横山委員、亀井委員、数又委員、小林委員]

<藤井委員長到着>

グループ討議 １０分休憩

【委員長】 時間になりましたので発表していただきたいと思います。今回は第３グループから発表をお願いいたします。

【第3グループ】 「子どもとは何ぞや」を改めて確認した。この定義付け、位置付けが、この条例の土台になるということを確認し合いながら進めた。土台に関わることを市民と共有できることによって、学びが広がっていきけるのではないか。そういうような土台として、「子どもとは何ぞや」にだいぶ時間を割いて話した。人権とか健全とか自己肯定感など、いろいろ藤井委員長がまとめられた中の文言を抜き書きしながらまとめた。藤井委員長のまとめた「子どもとは」の最初の1行が全てではないかと思う。「子どもは生得的に人権を有し、幸せに健全に育まれていくことの重要性は万人の共通するところである。」と、これそのものだとは私たちは捉えている。これが土台である。ここに書かれていることを言い換えると生まれながらに豊かに育つための権利を有している。つまり子どもとして独立した人格と尊厳を持つ権利を主体として子どもを捉えるといったところが藤井委員長が書かれたこの1行の中に内在されている大きな柱ではないかと我々は捉えました。子どもは自ら育つ力、多くの可能性を有している。そこに子どもたちの大人が見る希望が内在しているのではないかという「子どもとは何ぞや」との捉え方でした。しかし、色々な子どもの現状が出されている。憂慮されていることがたくさんあるが、主な問題行動を起こしてきている中身というのは、今日の子どもの自己存在感の喪失、自己肯定感の低下が諸悪の根源になっているのではないか。子どもには三つの大好きがある。「物事をやれそうな気がする。」、「仲間から一緒にやろうと励まされるような目当てを自分が持てるという。」、そして、「頑張って達成してできたと喜んでいる時に誰かが「よくやったね」と褒めてくれる。」、このことが子どもの大好きな三つの要件であるが、特に褒めるというところがずっと今までなかなかできなかった。とかく大人はあらばかり見ている。褒めるのはなかなか難しい。どんな褒め方でも、褒めるということが自己肯定感に直結するのではないか。というようなまとめ方をした。子ども白書も自己肯定感そのものとはとっていないが、自分の良いところを書いてくださいといったら、70%の子どもが書きました。不満があっても貯めていられるとか。嫌なことがあっても顔に出さない。悪口やいじめを受けても忘れてたりできる。無視できる。といったところが、自分の良い所だと思っている子どももアンケートの中に出てきている。そういう負の面を良いところと捉えている子どもも含めて、まるごと自己肯定感をいかに伸ばすかということが子ども条例に求められている大きな柱となるのではないか。というようなことを考えた。健全育成と健全を整理した方が良い。健全育成の場合は、大人が何とかしてやる。大人が守ってやる。大人主導の施策が健全育成ではないか。子どもがどういう立場に置かれているかといえば、受け身になっている子どもたちにとっては、何でもやってくれる。守ってくれる。何々をしてもらう。という受け身の形からどうしても自己肯定感の喪失へと繋がっていつてしまっているのではないのかという現状認識。そういうような視点に立って、じゃあ、どうするのかというのが、子ども条例

の中で求められてきている大きなものになっていくのではないかというま
とめ方でした。子どもの権利と義務の関係が、今まで何回か議論されてい
るが、一番端的な例は、こういうふうに解釈したら良いのではないかと思
うのは、憲法第26条に国民の教育を受ける権利があるが、第26条の第1項は、
児童が教育を受ける権利を有する。第2項は、保護者が教育を受けさせる義
務を、つまり子どもの権利と義務というのは、対になって相反するものでは
なくて、大きくは義務というのは、大人社会が持つもの。それを保障するの
が子どもの権利というような観点で捉えた方が紛らわしくないのではない
かという捉え方をした。そのような現状の中で一番憂いている子どもの貧困
と貧困の連鎖であるが、結構市内のいろいろな学校現場に出ている。それは
小学生、中学生だけでなく大学生にまで出ているというようなことが話され
ておりました。そういうことを考える施策として、こういう貧困の連鎖を生
まないような施策を、子ども条例だけではどうにもならないが、皆で共有し
て何とかしたいというのが、条例を作ることによって、なされてくるので
はないかというのが、第3グループの大きな中身でした。

【委員長】 このグループでの質問を含めて意見はありますか。

【武田委員】 権利と義務と、おっしゃっていましたが、例えば教育を受ける権利で、大
人の義務と条例の中で言っているところはなく、責務という形で言っている。
義務というと憲法であり、条例なので義務というのはあまり馴染まないの
ではないのか。

【第3グループ】 私が言ったのは、条例に関わることではなくて、この論議の中で権利
に対して義務という言葉が何回か出てきたので、そこは整理をした方が良
いのではないかと言ったのであって、条例には全く出ておりません。それは責
務という形で多くの条例に出ている。それはそういうふうになっていくと思
うが、議論の流れとしては、権利と義務という言葉が何回か出てきたので、
それを使わせていただいただけである。

【委員長】 健全育成ということを議論する時間はないが、意見の分かれるところかも
しれない。
それでは、第2グループよろしくお願いします。

【第2グループ】 「子どもの現状」と「子どもとは」の2項目しか討議できなかった。
まず、「子どもの現状」についてであるが、最初の前文3行にも書かれてい
る「小学生は」というところ、子どもを小学生、中学生、高校生に分ける必
要があるのか。18歳未満という書き方で良いのではないか。また、前文で
「保護者の態度を反映してか」という文章と、「一生懸命に取り組む子ども
とやらない子どもに二極化する傾向にある。」という文章に関しては、「二

極化とは」テストの結果に関してなのか、部活なのか、勉強、やる気のことに関してなのか、それぞれで解釈が違ってくるのではないか。何をもって二極化とするのかは難しいので、二極化という書き方よりは、いろんなものが絡んでいる二極化なので、表現を変えるべきである。「保護者の態度を反映してか」も、保護者が一つの要因であるのではないかということで、それぞれの要因があるのだから、生活様式の変化であるとか、家庭環境の変化があるのではないかという書き方にすると、提言に即した書き方になるのではないかという意見があった。「ひとりを好む傾向」に関しては、「ひとりを好む傾向」という書き方よりは、「ひとりぼっち恐怖症」の方がどちらかというと、そういった傾向にあるのではないかという意見が強く、「ひとりを好む」という表現は間違っていないし、「ひとりの時間を楽しむ」ことにも異論がないということで、「ひとりを好む傾向」というより「ひとりの時間を楽しむことができる」という書き方にすると適している。更に言うと、大人と同様かどうかは分からない。最近の子どももネットなどで一人の時間を家で楽しむ。友達同士の時間がなかなか合わせづらい。習い事が一人一人あって、外で時間を合わせて遊ぶことが難しくなっている中、一人の時間を家で楽しむことができる。ネットワークの中で友達と関わることができるようになってきている。「ひとりを好む」というよりは、「ひとりの時間を楽しむことができる」という書き方が適切ではないか。「低い自己肯定感」に関しては、自己肯定感を学ぶ機会が少ないのではないか。子どもが家庭から離れてきていて、家事の手伝いをする機会が減っていたり、褒められる機会が少なくなっていて、例えば、家で何もしないでいることが多くなってしまったりして、大人がそれを見て、「この子はやる気がない」、「自己肯定感があるのか」、「何か考えて生活しているのか」というような見方をしているだけで、褒められる機会が減っているのではないか。親が褒める前に次をどんどん期待して、自己肯定感を育むことができているのではないか。現状として自己肯定感が低いということは当てはまっているが、裏を返せば自己肯定感を育む機会をもっと増やすべきではということで、そういった施策を作れるような条例の書き方にしていきたい。さらに、街のことで政治のことで、大人は否定ばかりせず、プラスの面もしっかり見ていけば、子どもたちの考え方も変わってくるのではないかという意見があった。また、「子ども観」については、「不登校・いじめやゲーム・携帯への依存傾向」は、そのままの事実があるという確認をした。

次に、「子どもとは」であるが、前文の7行に含まれている「社会化に否定的」というところが説明がないと分かりづらい。「社会化」とは、子どもが未熟だから教育して社会に合わせて生活できるように整えてあげることが社会化という解釈のもとで、今回は話し合いを進めた。「自由を強調した子ども観」と「教育の必要性を強調した子ども観」は、理論上対立しているように見えるが、似ているところもあり、3つ目の「ふたつの子ども観の類似点と相違点等」のところ、どちらも必要だと求めているように感

じたので、その2つの側面があって、どちらも必要であるというようにまとめるべきで、要はバランスが大事で、子どもをどこまで支援するかは立場によって意見は様々だけど、わざわざ2つの相違点や対立の関係を書く必要は全くなく、「どう育てほしいのか。」、「子どもをどう育てるのか。」という考え方に、いろいろな立場から得ようというふうに条文を表現すれば良い。2つの側面はあるが、両方が必要であって、例えば施策の部分になってくるが、不登校に関する例をあげると、フリースクールであったり、行きたくないという子どもの気持ちを尊重して、学校に行かない自由を保障した施策を作るのか。それとも、一旦は受け止めてちゃんと引き上げて学校に戻すという施策を作るのか。2つのやり方に違いはあるが、この2つは矛盾しているわけではなく、どのようなプロセスをとるかはケースバイケースであるという意見があり、どちらの施策も準備できるような子ども観の大きな括りになるものを条例の文言にしてほしいというまとめになった。

【委員長】 このグループでの質問を含めて意見はありますか。

この資料は、私がまとめたものに加減したものであるが、あくまでも短冊にしたものを分類して繋げた文章なので、矛盾とか、極端なものとかが出ていると思う。そういうふうなので、「これはいけない」とか「作った方が良い」とか誤解のあるものもあると自分で読んでみても思う。

それでは、第1グループよろしくお願ひします。

【第1グループ】 「子どもの現状」と「子どもとは」の2項目について、資料に沿って討議した。まず、「子どもの現状」ですが、資料に入る前に、こういうことも含まれるのではないかということで、「学校の中で子どもたちは迷える子羊たちだ。目的を持ってない子が多い。何故なんだろうか。」ということ話し合った。それは、社会の現状が子どもたちに反映されているからではないかとのことであった。不安な社会、大人の価値観の多様化が子どもの中に、経済状況や子どもを巡る環境、自然も含めてとても不安な状況にあって、子どもたちが何をして良いのかわからない。希望を持ってこれがしたい、あれがしたいということがなかなか見られない状態が現状である。ゲームも含めて、バーチャルな世界になって、実体験が少ない。環境もそうであるが、空間、時間的にもバーチャルが多く、実体験をする場が保障されていない。このことは全てのことに関わってくるが、ひとりを好む時間ということで、先程言ったバーチャルの中で、ゲームだとか、携帯使用。これはアンケートからですが、大学生が毎日平均5時間を越えて携帯使用しているような実態が報告されている。バーチャルな世界に浸っている。これがひとりを好む傾向にあると同時に、ひとりを好む傾向の中には友人関係に悩んでいる。すごく一見仲が良さそうに見えても、気を遣いながら友人関係を保っている。そんな面倒くさいことならひとりの方が良いみたいな感じも子どもたちの中には見られる。子ども白書の中で、学校に行って、友達と遊ぶ時間がとつても

楽しみにしている子が半数以上いる反面、ひとりで友人関係に悩むという傾向もあるということで、両方、子どもたちの中にはいる。2番目の低い自己肯定感ということであるが、自己効力感がない。自己達成感を感じられない。実体験が少ないことに通じることであるが、そのことによって、自信が培われていく体験の場が少ない。これは全てそういう環境も含めて場を作らない大人の責任であり、条例にも関わってくる。大人の責任で何をすべきか。こういう子どもの現状を考えていかなければならない。3つ目にいじめ・不登校と児童虐待が一緒になっているが、分けて考えるべき。児童虐待されて不登校になるみたいに勘違いされるケースもある。児童虐待は家族の総合支援の問題でもあるので、分けて考えなければならぬという意見が出ていた。次に、ゲームのことであるが、社会的にもすごく問題になっているが、何らかの形で取り上げて子どもを巡る環境に対して、子ども条例として対応していかなければならない。また、現状の中で、学校と保護者がすごく複雑になってきている。クレームがあつたり、いじめに対して複雑になって、なかなか学校で話し合っ解決という形ではなくなってきている。最近では、学校と保護者の関係、子ども同士の関係、子どもと大人と学校の関係が、単純には行かなくなってきている現状があるので、第三者機関が是非とも必要である。スムーズな解決に向けて話し合える場が絶対に必要であるということが話されていた。そういう中で、「子どもとは」ということで、ホワイトボードにも書かれておりますが、「子どもは生まれながら、権利を有し、幸せに育まなければならない。」ということが大前提となっている。「自由を強調した子ども観」と「教育の必要性を強調した子ども観」の2つに分かれているが、その前に、2ページの「子どもとは」の2行目の文章を、「ただ、家庭における育児、保育園・幼児教育、小中高等学校における学校教育を含め」に直した方が良いという意見も出されていた。「自由を強調した子ども観」と「教育の必要性を強調した子ども観」については、どちらも必要なところがある。「自由を強調した子ども観」の中に、「社会化の働きかけは不要であり」という文言があるが、これは違うのではないか。社会化というのは、権利を有し、幸せに育まなければならないという、まず自分の権利を持っているという学習や他の人の権利を尊重するということを学びながら、社会化が進んでいくのではないか。これは、「社会化の働きかけは不要であり」ということとは違うのではないか。まず、幸せに育むために、社会化つまり自分の権利を学習し、権利を行使し、権利があるということを知って、他の人の権利を保障するということで、人との繋がりとか様々な社会的に必要なことを学んでいき、互いにぶつかり合い、話し合い、共感する力を育てていく。このことが大事なのではないか。教育を受ける権利ということで、必要なことを学んでいく。ここでは、家庭や学校における学習も不要という意味かもしれませんが、自立していくためには、歴史的な事実や科学的な思考など、そういったものをきちんと教育として受ける権利が必要ではないか。それが子どもたちの幸せを育んでいくのではないか。そういうことで必要であ

る。それから、意見を尊重するとのことで、いろいろ話が出たが、自由ということで個性を尊重しながら、子どもの意見を尊重するが、すごく小さな子どもはわからないので、まず、生命を守ることを第一義的に考えて、発達に応じて子どもの意見を受け止めるということをきちんと考えていかないと、何でもかんでも聞くということとは違う。まず、生命を守る。そして話し合っていくというものを作りながら育ていくということを話し合いました。以上です。

【委員長】 このグループでの質問を含めて意見はありますか。

【三浦委員】 今日の感想ですが、文章がどうのこうのというよりも、書いてある趣旨とか心とかいうか、それを主体に話し合いをした。私の感想ですが、これまで何回かディスカッションしておりまして、特に強く感銘を受けたのは、子どもの自己肯定感である。これはこれから作る条例の中の終始一貫した全部に流す思想といいますか、子どもの自己肯定感を高めるという、これは大人に責任がある。やはり函館市の子ども条例の全体を通じて一貫してそこに流れる思想として、自己肯定感を高める。小林委員がおっしゃった褒めるということ。私としては、いろいろディスカッションした中で今日の自己肯定感に絡んでの、条例を作る際に、一貫して常に函館市民が意識改革をして、子どもに自己肯定感を持たせる工夫をしなければ駄目だなあと感じたところです。以上です。

【委員長】 他にございませんか。

ないようなので、私の方から補足させていただきます。

保育園における保育。幼稚園の教育というところですが、現時点では、厚生労働省と文部科学省で分かれているが、実際はもう認定こども園もあり、保育園においても幼稚園においても教育を行っているということなので、「家庭における育児、幼児教育、学校教育を含め」というように、専門的な立場からもいろいろと修正が必要になってくる。また、第1グループでは、用語についても話し合った。「ひとり」というのを漢字で書く、ひらがなで書く、どうしてそうなっているとか、「こども」の「こ」をひらがなで書くとか、そこらへんのところ。敬語が何故今学校で使えないのか。などを話した。私の懸念としては、「権利」という言葉とか、先程、「健全育成」というイメージも、私と小林委員とは違うニュアンスでありますので、それぞれが言葉に対する違うイメージといいますか。ただ、ずっといろいろ話し合ってきたので、このメンバーの中では、かなりのところで、文言に対する共有化が図られていると感じたところです。

事務局にお願いであるが、今日いろいろ出たものについては、修正をお願いして、それがいきなり提言書にはならないと思いますが、そういう作業をやっていただければと思います。

【委員長】 次回日程について事務局お願いいたします。

【事務局】 次回第16回の検討委員会につきましては、皆様からの日程調整をいたしまして5月30日（金）18時からこの会場で開催したいと思います。正式には改めて文書でご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

6 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。